

新宿区教育委員会会議録

平成27年第7回定例会

平成27年7月3日

新宿区教育委員会

平成27年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年7月3日(金)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 2時44分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 報 告

- 1 平成27年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨
- 2 平成28年度学校選択制度における新一年生受入可能学級数
- 3 中央図書館の工事について
- 4 その他

---

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第7回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員によりしくお願いします。

---

◆ 報告1 平成27年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨

◆ 報告2 平成28年度学校選択制度における新一年生受入可能学級数

◆ 報告3 中央図書館の工事について

◆ 報告4 その他

○羽原委員長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

それでは、報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、まず最初でございます。平成27年第2回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について、御報告を申し上げます。

報告1の資料をごらんください。

まず、自由民主党・無所属クラブの代表質問、吉住議員の質問でございます。

「区民が輝く環境づくりについて」ということで、(1)(2)の御質問がございますが、(1)の3行目からごらんください。「一般的に学習意欲・学習習慣というようなところでは、学習の面だけではなく、家庭状況も含めた学習環境の整備なども必要となる場合もあるものとする。そのような教育面からの家庭の支援・応援的な面については、どのようにお考えなのか伺う。」というのが(1)でございます。

(2)でございますが、3行目から読ませていただきます。「就学援助を受ける子どもが増えていると聞いているが」、「今後に向けては、どのような支援を心がけているのか。」という御質問でございました。

それに対する答弁でございます。

教育長答弁、(1)の3行目からごらんください。「教育委員会では、家庭での学習習慣づくりのために、保護者と子どもの関わり方や家庭での子どもへの学習支援の参考となるよう、家庭でのサポートの仕方や効果などを分かりやすく解説したパンフレット「家庭学習の

すすめ」を今年3月に作成し、小・中学校の保護者に周知している。併せて、「放課後等学習支援」事業においても、学習意欲の向上が見られる児童・生徒には、家庭でも自分で学習を進められるよう、積極的な声掛けや応用編の参考図書や補助教材を活用するなど、自学自習をさらに促す支援も行っている。」という答弁をさせていただきました。

また、資料の次のページに入りまして、「これらを踏まえ、昨年度から引き続き、生活保護基準の見直しの影響が及ばないよう改定前の所得基準で認定を行うとともに、昨年4月の消費税率改定なども踏まえ、支給単価に上乘せを行っている。今後については、こうした支援の結果を考慮し、また社会・経済状況や、国及び都等の動向を注視しながら、貧困の問題が義務教育の円滑な実施の障害になることがないように引き続き工夫をしていきたいと考えている。」とお答えさせていただきました。

次の御質問が、「新宿のまちづくりについて」です。(1)といたしまして、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、スポーツへの関心を高めることについてどのように考えているか。そして(2)開会式の国立競技場を抱える新宿の子どもたちに、記憶に残るかわり方を区長並びに教育委員会で検討してほしいと考えているがいかがかという御質問でございました。

(1)の答弁でございます。

「東京オリンピック・パラリンピックの開催は、新宿区の子どもたちにとって、スポーツへの関心を高めるよい機会となると捉えている。新宿区では8つの学校・園がオリンピック・パラリンピック教育推進校となっており、ある推進校では、昨年度、北京オリンピックに出場した水泳元日本代表選手を招き、講演会や生徒への泳法指導を行った。推進校以外でも、小学校PTAと連携した「ゆめじぎょう」を展開し、プロスポーツ選手との交流活動などが行われている。他には、吉本興業が地域貢献の一環として進めている学校へのアスリート派遣事業を受けて、子どもたちがメジャーリーグで活躍する野球選手らとキャッチボールや鬼あそびなどの活動を行った。今後は、このような実践を継続するとともに、ブラインドサッカーなどの障害者スポーツ体験の充実、スポーツギネス新宿や2本の縄をリズムよく跳ぶダブルダッチなど様々な取組みによって運動の楽しさを実感できるようにし、スポーツへの関心を高めていく。」とお答えいたしました。

3ページ目、(2)の答弁でございます。「前回の東京オリンピックでは、牛込仲之小学校の子どもたちが開会式で、鼓笛隊としてパレード行進を行い、喝采を浴びた。今回のオリンピック・パラリンピックについても、このような「地元ならではの」体験を大切にし、子

どもたちの記憶に残る東京オリンピック・パラリンピックとなるよう、今後、大会の内容等が順次明らかになる中で、関係機関と連携を図りつつ対応していく。」とお答えいたしましたところでございます。

また、おぐら議員の一般質問の中で、「教育行政について」の御質問がございました。平成17年第2回定例会で「教育委員会が地域住民と接する機会が少なく、広報活動や会議の公開も十分でない」と指摘されている。これが当区にすべて当てはまるわけではないが、学識もありご経験豊かな教育委員の皆様には、ぜひもっと地域に入って、地域の実情を踏まえたうえで、指導いただき、新宿区の教育の質を向上させてもらいたいと思っているが、いかがか」という質問をかつてしたというところがあり、地方教育行政や学校運営に対して地域住民の意向が適切に反映されるようにしていかなければならないと考えているが、この点について区長並びに教育長はどのように考えているのかという御質問でございました。

まず、区長としての答弁は、総務部長が答えております。「新宿区の教育委員会では、子どもたちの健やかな成長の基礎となる「知・徳・体」のバランスのとれた学校教育を着実に実践する一方、スクールコーディネーターや学校運営協議会への地域住民の参画、地域協働学校の指定の取組み等を通じて、地域の声を反映した学校運営に努めているものと認識している。こうした教育委員会の取組みと合わせて、地域住民の意向がより一層教育行政や学校運営に反映できるよう、区長に寄せられた教育に対する様々な意見も含め、総合教育会議の場で幅広く議論していく予定である。」という答弁をしたところでございます。

教育委員会は、私が答弁をいたしました。「新宿区教育委員会としては、これまでも教育委員が中学生生徒会役員交流会で生徒の話し合いの場に立ち会うとともに、保護者代表との懇談会では活発な意見交換を行っている。さらに、学校の授業を見たり、地域の方も参加する入学式や卒業式、周年行事などの学校行事に出席したりすることで、子どもたちの様子や教員の取組み状況、教育環境の現状などの把握に努めている。教育委員が学校現場の声や地域の方の意見に触れることはとても重要であることから、これからも保護者との意見交換会などを行うとともに、開かれた学校づくりを支援するスクールコーディネーターなど、地域の学校関係者の方々との交流の機会を積極的に設けていきたいと考えている。また、教育委員会では、地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域協働学校の取組みを進めているが、地域の方が参加している学校運営協議会などの活動状況や意見などを的確に捉えることにより、地域の意向を反映した学校運営や教育施策の推進に努めていく。」とお答えさせていただきました。

一般質問、渡辺議員からは、自転車についての御質問がございました。（２）をごらんください。新宿区が考える自転車への交通ルールの啓発活動やマナーの向上、駐輪対策の整備、そして2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されるまでに自転車環境整備について区道及び都道などにおける自転車通行空間の確保や現状も合わせて、自転車に関する総合的なビジョンを区長並びに教育委員会から答弁をいただきたいという御質問でした。5ページ、（２）をごらんください。「自転車は、児童・生徒にとって、身近で便利な乗り物であるだけでなく、重大な事故を引き起こす可能性のあるバイクや自動車と同じ車両でもあることを児童・生徒に理解させることが大切である。教育委員会としては、安全教育の1つとして、自転車のルールや安全について指導をするだけではなく、児童・生徒の譲り合いや思いやりの心を育むとともに、規範意識の醸成に努めていく。」ということでお答えをいたしました。

次は、公明党の代表質問、豊島議員でございます。

「幼児教育支援の充実について」ということで、後ほど共産党の質問で多くの答弁をしておりますので、本体のところはそちらで御案内させていただきます。ここでは（２）の第2段落目をごらんください。今後はこれまで以上に、区立幼稚園のみでなく、私立幼稚園の魅力や特徴などを保護者によく知ってもらえるよう、園の紹介や交流の機会を増やすなど、教育委員会としての取り組みをさらに推進すべきと考えるが、所見を伺うという御質問でございます。6ページの（２）をごらんください。「こうした幼稚園における子育て支援のニーズに対しては、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していくことが重要である。今後は、公私立幼稚園がそれぞれで子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の就学前教育・保育施設選択の幅を広げるため、私立幼稚園に関する情報を区ホームページや教育委員会広報紙などにより積極的に発信していく。」とお答えをしたところでございます。

7ページ目では、一般質問、三沢議員の御質問がございました。

「地域の安全・安心対策について」ということで、（１）では、富久小学校に関する御質問がございました。富久小学校の擁壁が小学校裏門から校庭への通路を狭くしているため、非常時には、救急車等の緊急自動車なども乗り入れることができず、避難所としての機能が十分に果たせるか、疑問視されている。毎年のように近隣町会やPTAの方より撤去の要望が出ているが、撤去は極めて困難であるため、現在の出入りは正面玄関が使われている。この正面玄関のピロティはタイルでできており、このタイルが経年劣化しヒビが出始めた。児童たちの安全な生活のために、このピロティの安全対策について教育委員会の考えを聞いた

いという御質問でございました。

それに対しての答弁でございます。（１）をごらんください。「擁壁については、昭和57年の区有財産整備に伴う学校敷地測量により隣地との境界未確定が判明した。その後、新校舎建設に伴い、隣地所有者との立会いを行ったが、合意には至らなかった。その後、調査・検討を重ねたが、隣地との境界確定以外にも隣地建物の撤去及び重機搬入等いくつかの重大な課題を抱えており、指摘のとおり、現状では擁壁の撤去は困難であると認識している。主に車両の出入りに使用される正面玄関のピロティの基礎に貼ってあるタイルの一部のヒビについては、現在補修作業に取り掛かっている。」と答弁をいたしました。その後、補修作業は終了してございます。

続いて、一般質問、北島議員の御質問では、「特殊詐欺の対策について」という御質問です。「警視庁は、少年・少女ら潜在的な加害者を対象に、だまされないように呼びかけるドラマ仕立てのDVDの動画を、都内の中学校や高校などで上映する全国初の取組みを始めた。区民が被害者にならない対策とともに、加害者にもさせない対策も必要だと考えるが、区の見解を聞きたい」という御質問でございました。それに対しての答弁でございます。「振り込め詐欺については、都内の中学生が受け子として逮捕される事案が発生しており、児童・生徒を被害者にも加害者にもしないための教育をしていくことは重要であると考えている。現在、全ての区立学校では、児童・生徒の非行を防止し、犯罪の被害者にも加害者にもならないようにするため、セーフティ教室を開催している。毎年、各学校では、警察署や専門家等の協力を得て携帯電話やスマホを使用した犯罪の防止などのテーマを設定し、家庭や地域の方々にも参加を呼び掛けている。警視庁作成のDVDについては、各学校に周知していく」とお答えをいたしました。

次が共産党の代表質問、川村議員の質問でございます。

「幼稚園の3歳児保育と預かり保育の充実について」ということで、幾つか項目がございしますが、まず（１）でございます。「現在運営している区立幼稚園14園全てで3年保育を実施し、3歳児クラスの定員をこれまでの17人から20人に増やすことが明らかにされた。津久戸、早稲田、余丁町の各園は3歳児クラスを新設することになるが、特に余丁町は従来、教室の確保が困難とされてきた。来年度実施に向けて、今後必要な施設整備がなされると思うが、それぞれどのような方法で教室を確保するのか」というような御質問が（１）。

（２）では、預かり保育について、東京都の補助制度のほかに区独自の制度としてどのような工夫をされるのかという趣旨の御質問。



(3) といたしましては、区立幼稚園の預かり保育の実施についての内容を御質問されております。

9ページ、教育長の答弁をごらんください。(1)から(3)を御案内させていただきます。

(1)でございます。「現在3歳児保育を実施していない津久戸、早稲田、余丁町幼稚園の3園については、平成28年度から3歳児学級新設のため施設調査を実施した。その結果、現在保育室が3部屋ある津久戸、早稲田の2園は全ての保育室に空調設備があるなど、3歳児学級の新設に関し特段問題がなかった。しかし、余丁町幼稚園については、現時点で保育室が2部屋のみであり、3学級設置のための園舎面積も不足している。このため、保育室設置及び合築されている余丁町小学校校舎の一部を園舎に組み入れる工事を今年度の夏季休業中に実施する予定。と答弁いたしました。

(2) といたしまして、「区内私立幼稚園における預かり保育利用人数枠の拡大を図るため、これまで4時間以上の実施で補助金交付対象としていた長期休業期間中の預かり保育について、新たに2時間以上を対象とするなど実施日数や実施時間の補助金区分を細分化する。これにより、私立幼稚園の預かり保育の実施日数等の拡大に応じた補助金のきめ細かい交付が可能となる。この預かり保育推進補助金が最大限活用された場合、年間の延べ利用人数枠を1万800人分増やすことが可能となる」というお答えをしたところでございます。

(3) でございますが、「平成28年度から始まる区立幼稚園における預かり保育の本格実施に先立ち、平成27年9月から市谷幼稚園と西戸山幼稚園の2園で預かり保育を試行する。利用対象はそれぞれの園に通う全園児とし、1園当たりの利用定員は、区立幼稚園定員のおおむね3分の1となる25人に設定する。定員を超える応募があった場合は抽選を実施する予定だが、緊急に預かりが必要となった場合などには受け入れる方向で検討していく。午睡が必要な園児については、専用のマットなどを用意し対応していく。試行期間中の保育料は、1日単位で申し込む一般利用を日額500円、就労や介護などの事由により月単位で申し込む定期利用を月額5,000円とする。いずれも、生活保護等受給世帯、区市町村民税非課税及び均等割のみ課税の世帯は保育料を免除する。なお、保育料以外におやつ代100円を別途私費会計として徴収する。」というお答えをしたところでございます。

では、10ページでございます。民主・無所属クラブ、鈴木議員の代表質問でございます。

「主権者教育について」ということで、選挙で投票できるようになる年齢を現在の20歳から18歳へと引き下げる公職選挙法の改正案が開会中の国会で成立する見通しである点につい

て述べられたのち、積極的な政治参画や意識啓発に対する教育委員会の所見を伺うということでございます。教育長答弁でございますが、「現行の学習指導要領では、小学校6年生の社会科、中学校3年生の社会科公民的分野において政治教育に関する内容が示されている。具体的には、中学校の授業では、新宿区で作成した中学生向け自治基本条例パンフレットを活用して、条例がどのような課題意識や手続を経て成立したのかを調べ、地方自治の基本的な考え方を学習している。また、東京オリンピック・パラリンピックなど話題性があり生徒の関心の高い事象と政治の働きとの関連について、新聞記事やニュース映像などを活用して調べ、政治の働きや地方自治に関する関心を高める学習も行われている。このような授業は、生徒たちの政治や地方自治への関心を高めるきっかけとなっている。さらに、選挙管理委員会と連携して、小・中学校の社会科の授業などにおいて、身近な事例を教材として取り上げたり、模擬投票などの参加型の学習を展開している。今後も、このような取組みを着実に実行し、児童・生徒の政治参画の意識を高めていく。」ということでお答えをいたしました。

次に11ページ、社会党のかわの議員の代表質問でございます。「いのちを守る区政の推進について」という御質問で、(1)は、いじめが原因と思われ、命が失われる事件を今も報道などで目にするが、教育委員会はいわゆるいじめの実態についてどのように調査し、その状況をどう把握しているのか。」という御質問でございました。

教育長答弁の(1)でございます。「各学校は、年3回のふれあい月間に、児童・生徒に対してアンケート調査や個人面談を行っている。また、今年度より心理アンケート、「よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」を小学校4年生から中学校3年生までで実施し、児童・生徒の心の状況を把握するようにしている。さらに各学校は、教員やスクールカウンセラーが、直接、児童・生徒から話を聞くなどして、早期発見、早期対応に努めている。こうして各学校で把握した「いじめ」や「いじめの疑い」の案件については、毎月、教育委員会内に設置した学校問題支援室において集約している。そして、報告内容については、再度、聞き取りや訪問などを行い、状況を分析し、学校へ助言等の支援を行っている。いじめやいじめの疑いなど、子どもたちを取り巻く状況は日々、変化しており、これらの変化に対応することができるよう、学校と学校問題支援室が連絡を密にし、必要に応じて校長、教職員、スクールカウンセラー等が個別の案件について情報を共有したり、対応方針を協議するサポートチーム会議を開催するなど組織的な対応をしている。また、いじめの問題に一定の解決が図られた後も、学校の対応について継続的に学校を支援している。」と答弁させていただきました。

報告は以上でございます。

○**学校運営課長** それでは、続きまして、報告2、「平成28年度学校選択制度における新一年生受入可能学級数」について、御報告いたします。

まず、受入可能学級数についてでございます。

平成28年度の新入学受入可能学級数につきましては、A欄に記載してございます。ちなみに、平成27年度の受入可能学級数はB欄でございます。平成27年と比較しまして、増減はなしでございます。

新1年生ですので、1学級35人を基本人数としております。実数が入っている学校につきましては、全て2学級の受け入れが可能となっております。選択できない学校への指定を実施した学校については、横棒「一」で表示してございます。

次に、選択できない学校の指定についてでございますが、平成27年度と同様、平成28年度についても、平成24年に策定いたしました、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模・適正配置の基本方針」に基づきまして、通学区域の児童だけで3学級となり得る各小学校について状況を精査し、各学校の児童数の差を緩和する上で望ましい規模を維持することを前提として、普通教室の不足が懸念されている学校を検討して決定したということでございます。

今年度指定しました選択できない学校につきましては、昨年度と全く同様に、5校でございます。市谷小学校、早稲田小学校、四谷小学校、落合第一小学校、西戸山小学校でございます。これらの学校につきましては、今年度の新入学生数が70名を超えてございます。

さらに、来年度においても同様に入学予測者数が70名を超え、3学級編成の可能性が高くなる状況であるため、継続して、この5校につきましては選択できない学校としました。これら各学校の通学区域内で未就学児童数の推計、前年度からの増減率などを勘案いたしまして、入学予測者数を算定した上で検討した結果でございます。

なお、各校の受入学級数については、選択できない学校として指定した5校を除き、昨年と同様に、変更はございません。

続きまして、裏面の中学校についてでございます。

中学校につきましては、1学級40人の募集を基本としておりますけれども、小学校と同様の考え方により受入可能数を決定しているところでございます。受入可能学級数については、平成28年度新入学につきましても平成27年度と同様に、全く同様の学級数となっております。

以上でございます。

○中央図書館長 それでは、報告の3でございます。中央図書館の工事に伴い一部施設の使用  
休止がございますので、あらかじめお知らせするものでございます。

旧戸山中学校校舎を利用しています中央図書館の建物内に、かつて医師会事務局と区民健  
康センターがございましたが、昨年度退去した後のスペースを、図書館用途として整備いた  
します。これに伴いまして、補強工事等も発生するため、施設内が一時通行不能となるなど  
支障が出ますので、その間、一部施設を利用休止せざるを得ない状況が発生いたします。

工事期間でございますけれども、平成27年6月から平成28年3月までで、長期に及ぶもの  
でございます。

主な工事ですけれども、図書館用途への変更工事、内装、設備のほか、西側の1階から4  
階と本棟とをつないでいる通路部のエキスパンションジョイントの改修工事、また南側にX  
型のピタコラムを設置するという工事でございます。

具体的な影響ですけれども、未定の部分がございますして、後日、図面等も添えまして御案  
内いたしますが、7月中旬から3月下旬にかけての約9カ月間、4階の談話コーナー、障害  
者向けの録音室・対面朗読室が使用できなくなります。

それから、8月下旬から12月中旬の約4カ月間でございますが、先ほど申し上げましたエ  
キスパンションジョイントの工事のために、西側の1階から4階までの部分に立ち入りがで  
きないため、1階の利用者サービス系の事務所の利用、それから2階の閲覧スペースの利用  
と書架に配架された図書資料、類目でいいますと0類から3類までの閲覧、貸し出し、予約、  
これらをストップする予定でございます。それから、3階がこども図書館の団体書架になっ  
てございます。あらかじめ利用団体には周知をしてございますが、この間の団体貸し出しを  
中止するということでございます。それから、4階が主にイベントルームとなってございま  
すが、こちらの団体利用も、この8月下旬から12月中旬の約4カ月間、使用を休止します。

9月の下旬から12月下旬の3カ月でございますが、南面のピタコラム、X型のピタコラム  
を設置するために、別館の閉架書庫への立ち入りができないために、閉架書庫の閲覧、それ  
から予約、貸し出しを3カ月間休止をする予定でございます。

その他、詳細工程が決まり次第、お知らせしていきたいと思っております。

工事につきましては広報しんじゅくで既にお知らせをしてございまして、近隣には、裏面  
にございます工事のお知らせを既に配布しています。

工事の進行状況に伴う利用休止の情報提供は区立図書館のホームページで行うほか、館内  
でも、なるべくわかりやすい形で御利用者の方々に周知していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**学校運営課長** 先ほど、報告2で行いました平成28年度学校選択制度における新一年生受入可能学級数の表に一部誤りがございましたので、この場で訂正させていただきます。

早稲田小学校の平成27年度受入可能学級数が「2」と表記されていますが、「2」ではなく横棒表示「一」が正しい表記となります。大変申しわけございませんでした。

○**羽原委員長** 説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

○**松尾委員** 1番の自由民主党・無所属クラブの代表質問の2番、2ページ目ですが、「新宿のまちづくりについて」の教育長の答弁でございますが、(1)の第3段落のところに、「推進校以外でも、小学校PTAと連携した「ゆめじぎょう」を展開し、プロスポーツ選手との交流活動などが行われている。」とございます。私の記憶するところでは、この「ゆめじぎょう」というのは、どちらかという小学校PTA連合会が主体となって取り組んでいる事業であったと思います。しかし、この文面ですと、教育委員会が主体的に行って、小学校と、小学校PTA連合会が協力しているように読めるのですが、現在の実態はどのようになっていますでしょうか。

○**教育支援課長** 「ゆめじぎょう」は、平成25年度に取り壊し前の国立競技場で、プロスポーツ選手を招いて行わせていただきました。

委員御指摘の実態という部分でいいますと、新宿区教育委員会から小P連への業務委託という形をとって事業を実施していますので、連携をしてという表現にさせていただいています。

○**松尾委員** 「ゆめじぎょう」という名前で展開しているのはもっと前から、正確には覚えていないですけども、平成20年よりも前ぐらいからだったと思いますが、少し形態が変わったということですか。

○**教育支援課長** はい。

○**松尾委員** そうですか。わかりました。ありがとうございます。

○**羽原委員長** それでは私から、1つ。国立競技場の建てかえのための切った木からコカリナをつくったと。この間、四谷第六へ行きましたが、一切そういう御説明がなかったので、このようないい話は、広報として広げる努力をされたほうがいいと思います。ぜひ発信もよろしくお願ひしたいと思います。

○**教育指導課長** 四谷第六小学校を訪問いただいたときに、御紹介すればよかったと思いまし

た。このコカリナについては、また機会をとらえて御紹介できればと思っております。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 よろしいですか。ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 本日の報告そのものではないのですが、これは学校選択制度ということで、保護者は学校案内を参考にして、学校選択を必要であれば行うということであろうと思いますが、去年の学校案内を見ますと、少し分かりづらいなと思ったところがありますので、御検討いただければと思います。小学校の学校案内ですけれども、入学の御案内という項目で学校選択制度の説明が書かれています。ここでは、指定された学校（指定校）ということで、指定校という言葉が使われていますが、その他の部分を見ますと、通学区域の学校という言い方がありまして、これがどういう違いがあるのか、あるいは同じなのかというところが、おそらく、保護者の方にはわかりづらいのではないかと思います。

それから、平成27年度からの変更点ということで、選択できない学校として指定されると、選択希望校にお兄さん、お姉さんがいる場合の優先扱いが経過措置期間の経過後に廃止されるということが書かれています。これは平成26年度に変更された部分だと思います。そうすると、今年は2年目ということになりますが、この制度自体が変更という形でなくて、学校選択制度の説明として書くほうが分かりやすいのではないかと思います。

間に合うかどうかわかりませんが、もし可能であれば、読者から見て分かりやすい表現を工夫していただけると大変助かると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○学校運営課長 大変貴重な御指摘、ありがとうございます。

まず、指定校と通学区域のお話でございますけれども、学校教育法施行令等では、基本的には教育委員会が学校を指定するという言葉がございます。

そのため、指定校という言葉を使いがちでございますけれども、確かに御指摘のように、指定校ということと通学区域の学校が混在してございます。児童・生徒や保護者の方からすれば通学区域の学校についてもう少しみ砕いて説明をすればよかったと、ご指摘を受けまして、そのように思っています。

ただ、残念ながら、案内冊子については、既に編集が済んでいますので、表現の見直しについては、今後の課題とさせていただきます。

それと、昨年、選択できない学校について、学級数、児童数が横棒になっているだけではわからないというご指摘を踏まえ、今回、少し文字は小さいですが、当校は通学区域から選択できない学校のため、このような表示といたしましたと、説明書きを加えております。それは続けてまいりたいと思います。

○羽原委員長 ほかに何かございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

今野委員。

○今野委員 工事に伴う利用制限ということですので、全体的にやむを得ないということですが、そのうち、人文社会系の書架が閲覧、予約、貸し出しが4か月間行えないのは、影響があるのではと思います。何か代替的な措置というのか、何か配慮されているような点はないのでしょうか。

○中央図書館長 代替措置をいろいろと検討をしましたが、どうしても書架のスペースがないというのが実情でございます。そのため、他の区立図書館の複本等を御利用いただく、また閉架書庫の利用可能期間中は対応が可能となりますので、そういうところで御利用者の利便性を図っていきたいと思っています。しかし、実態上、どうしても工事に伴って立ち入ることができない、また代替のスペースもないということで、大変苦慮しております。基本的にはこの部分については、工事を行う4か月間の範囲の中で、どうしても休止せざるを得ないということで、大変御不便をおかけしますが、御理解をいただきたいと思っております。

○羽原委員長 今、今野委員が言ったように、図書館としては主要な部分を4か月封じるとというのが、このような形で出てきました。今の御答弁によりますと、短縮は不可能というような話で、ほかの図書館を活用するということですが、これでいいのかなど。つまり、中央図書館というものの自体が機能をやや低下させているにもかかわらず、さらに、機軸の部分の全体のストップということについてももう少し配慮していただきたい。工事期間の短縮などの検討がないと、4か月お休みくださいとは申し上げにくい。まだ確定していない部分ですが、このまま次回、同様の案が出てきても、分かりましたとは申しかねる。

○中央図書館長 こちらについては詳細工程の中で、1階から4階トータルで、全て4か月間ということではなく、少しずつずらして施工するなど、使用できない期間を極力短縮して、少しでも影響を少なくするような、そういった工夫は今後いろいろと詰めていきたいと思っ

ております。

ただ、技術的なこともございまして、今申し上げられる段階ではないですが、配慮は十分させていただきたいと思っております。

○羽原委員長 通常と違って、図書館という公共性があるものについて、いつも休館などの措置があるけれども、中央図書館の機能を簡単に全面的にストップする、これはよほど考えなければならぬと思います。利用者の立場というものがなさ過ぎる決定はよくないと、はっきりこの点は申し上げておきます。よほどの工夫をすべきであると。

次回でもいいので、もう一度改めて御説明ください。

ほかに御質問がなければ、報告第3の質疑を終わります。

次に、報告4、その他とありますが、事務局からございますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

### ◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で本日の教育委員会は閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 2時44分閉会